

令和8年4月24日  
子ども・若者部  
保 育 課

## 区内私立認可保育園における補助金の不正受給について

### 1 主旨

区内で私立認可保育園を運営する法人より、当該保育園に勤務する職員の補助金について、勤務実態が補助の要件を満たさないにも関わらず、要件を満たすものとして不正に補助金の受給を行っていたことが判明した。これまでの経過と区の対応及び再発防止の取組みについて報告する。

### 2 事業所名等

- (1) 事業所名 ナオミ保育園
- (2) 所在地 世田谷区等々力4-13-10
- (3) 種 別 私立認可保育園
- (4) 運営法人 社会福祉法人ナオミの会（世田谷区等々力4-13-10）  
理事長 菊田 桂子
- (5) 定 員 135名（分園を除く定員）  
※その他、区内では空の鳥保育園と分園2園を運営している。

### 3 不正受給の内容

- (1) 当該保育園に勤務する職員の補助金について、勤務実態が補助の要件を満たさないにも関わらず、補助の要件を満たすものとして、申請・請求を行っていた。
  - (2) 不正受給があった補助金は以下のとおりである。
    - ①世田谷区保育士等宿舍借上げ支援事業補助金  
期間 令和3年4月～令和7年9月分  
金額 3,132,500円
    - ②世田谷区保育士等処遇改善助成金  
期間 令和3年4月～令和7年9月分  
金額 540,000円
- ※その他の補助金や運営費に関しての不正受給の事実は認められていない。

### 4 これまでの経過

令和8年

- 3月 6日 当該法人より、不正受給の内容、不正受給に至った経緯等についての報告を受ける。
- 13日 当該法人より、法人が実施した内部調査（関係職員へのヒアリング等）の結果についての中間報告を受ける。

- 1 8 日 当該法人が運営する区内2か所の私立認可保育園に通う保護者等を対象に、法人主催の保護者説明会を実施。(オンライン形式) 参加者約90人
- 3 1 日 区は、当該法人が不正に受給した補助金の交付決定の取消しと、当該補助金の返還及び違約加算金の徴収を決定し、当該事業者へ通知
- 4 月 1 日 同様の補助金を受けている全保育施設・事業所に対して、要件を満たさない受給がないか調査を実施
  - 6 日 当該法人から、区への補助金の返還
- 1 6 日 当該法人が、原因究明と検証、再発防止の取り組みを検討するための第三者委員会を設置
- 2 0 日 当該法人が補助金を受領した日から区への補助金の返還日までの日数に応じ、年10.95%の割合で算定した違約加算金を請求(968,059円)

## 5 今後の取組みについて

- (1) 当該法人による第三者委員会の調査結果及びそれを踏まえた再発防止策について報告を求める。
- (2) 私立園長会等の機会を捉え、毎年度全園に対し補助金の交付目的や交付要件等の再確認を行うとともに、補助制度にかかる説明資料(Q&A等)をよりわかりやすいものとする事で、事業者の制度理解を深める。
- (3) 区における補助金の審査に際し、交付要件にかかる書類審査に加え、運営費の実績確認のため実施している現地調査の機会などを活用し、勤務実態を確認することで不正受給の防止を図る。